

【タイトル】源泉部会 1月研修会

【日時】平成22年1月18日(月)
PM3:00~5:00

【場所】法人会館



新年最初にあたり、挨拶する中島部会長

【演題】「確定申告について」

【講師】濱屋敷 上席調査官（個人課税第一部門）



講師の濱屋敷 上席調査官

【概要】

住宅借入金等特別控除を中心に、まず平成21年分の主な改正事項について研修した。

- 1.住宅借入金等特別控除制度の改正
 - ・適用期限が5年延長。認定長期優良住宅の取得は、控除率が割増し。
- 2.特定の増改築に係る住宅借入金特別控除の特例の改正
 - ・適用期限が5年延長。
- 3.今までにない住宅取得等での控除の創設（借入金がなくても適用ができる。）
 - (1)住宅特定改修（バリアフリー、省エネ改修工事が対象）特別税額控除の創設。
 - (2)認定長期優良住宅新築等特別税額控除の創設・・・その年分の所得税から控除しきれない金額は、翌年分の所得税の額から控除。

次に住宅借入金等特別控除全般についての説明があり、誤り易い事例について研修した。

- 1.中古家屋を父より購入し一緒に住んでいる。住宅借入金等特別控除の適用はできるか
生計を一にしている親族からの購入は適用なし。
- 2.新たに住宅を取得し住んだが、以前の居住用財産の譲渡所得がある。
居住用財産の譲渡所得の特別控除を受ける場合は適用なし。
- 3.借入金の償還期間を借換え等により、10年より短くした
借入金の償還期間が借換え等により、10年未満となった場合、その年は適用なし。
- 4.合計所得金額が3,000万円を越えた
合計所得金額が3,000万円を越える年分は住宅借入金等特別控除が受けられない。（譲渡所得については、特別控除前で判定する。）
- 5.新築の日前2年以内に取得した土地の先行取得に係る借入金について、住宅借入金等特別控除はどうなるか
当該借入金が住宅借入金等特別控除の対象となる為には、**新築家屋を目的とする抵当権を設定しなければならない。**

誤り易い事例は、住宅借入金等特別控除の成立要件を満たしていない事に起因しているのが理解できた研修会であった。